

## 事後評価シート

主管課・室長：産業廃棄物課長

施策名	－ 6 － ( 4 ) 産業廃棄物対策（排出抑制、再生利用、適正処理等）
施策の概要	<p>循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理を推進する。</p> <p>産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量を削減する。</p> <p>ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の確実かつ適正な処理を実施する。</p>
目標及び指標 (参考指標)	<p>ア 平成 22 年度において、平成 9 年度に対し、産業廃棄物の排出量の増加を約 12% に抑制する。</p> <p>イ 平成 22 年度において、平成 9 年度に対し、産業廃棄物の再生利用量を約 41% から約 47% に向上させる。</p> <p>ウ 平成 22 年度において、平成 9 年度に対し、産業廃棄物の最終処分量をおおむね半分に削減する。</p> <p>エ 産業廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出量を平成 14 年度末において 200g-TEQ/年以下とする。</p> <p>オ 平成 18 年度を努力目標に全国的な処理体制を整備し、平成 28 年 7 月までにポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理を完了する。</p>
目標の達成状況	<p>ア 平成 11 年度産業廃棄物排出量 約 4 億 t (対 9 年度比 2%)</p> <p>イ 平成 11 年度産業廃棄物再生利用量 約 1 億 7,100 万 t (再生利用率 42%、平成 9 年度 40.7% に対し 1.3% 向上)</p> <p>ウ 平成 11 年度産業廃棄物最終処分量 5,000 万 t (対 9 年度比 24%)</p> <p>エ 産業廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 9 年 1,500 g-TEQ/年</li> <li>・平成 10 年 1,100 g-TEQ/年(対平成 9 年比 27%)</li> <li>・平成 11 年 690 g-TEQ/年(対平成 9 年比 54%)</li> <li>・平成 12 年 555 g-TEQ/年(対平成 9 年比 63%)</li> </ul> <p>オ 環境事業団が事業主体となる PCB 廃棄物の拠点的处理施設を、関係自治体の協力を得つつ、整備している。(平成 14 年 3 月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州プロジェクト(中国、四国、九州 17 県) 平成 13 年 11 月 事業実施計画を認可</li> <li>・近畿プロジェクト(2 府 4 県) 平成 13 年 6 月 大阪市が受入表明</li> <li>・その他の地域 他の地域についても関係自治体との調整が進展している。</li> </ul>
評価	<p>産業廃棄物の適正処理、発生抑制及び再生利用等を推進するため、別添事務事業評価シートに掲げる措置を講じており、着実に成果は上がっている。</p> <p>排出抑制、再生利用促進、最終処分削減とも、前年と比べ進展していることから、目標達成に向けて進展が見られると評価。</p> <p>ダイオキシン類の排出量は、年々削減されており、進展が見られるが、引き続き目標達成に向けて努力が必要である。</p> <p>PCB 廃棄物の処理については、北九州市に処理施設の立地が具体化し、</p>

	<p>また、その他の地域においても関係自治体との調整が進んでおり、目的達成に向けて着実に進展していると評価。</p>
今後の課題	<p>全国の産業廃棄物の確実かつ適正な処理・再生利用を担い、循環型社会の形成を支えることができる廃棄物処理産業への再編及び育成 環境負荷がより少ない、資源の回収効率がより高い、減量効果がより高い、安全性を損なわずより効率が高い等の点で先端的な廃棄物処理技術の開発・導入。</p> <p>P C B 廃棄物の収集運搬について、安全性、信頼性の一層の向上を図るため、廃棄物処理法のP C B 廃棄物に係る収集運搬の基準の見直しも念頭に置きつつ、積みこみ、積み下ろし、収集運搬、積替え、保管の各段階それぞれの技術的要件及び運搬車輛、運搬容器の構造、取扱い方法、事故対応、維持管理、運行管理方法についてガイドラインを作成する。</p> <p>P C B 廃棄物処理技術の安全性・信頼性のいっそうの向上を図るための研究開発の促進、開発技術の導入及び安全性を損なわずより効率的、先端的な処理技術の開発・導入促進。</p>
政策効果把握の手法及び関連資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物排出・処理状況調査</li> <li>・産業廃棄物焼却施設調査（ダイオキシン類濃度等）</li> </ul>
添付資料（別紙）	<p>パブリックコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等にポリ塩化ビフェニル廃棄物の分解方法としてプラズマ分解方式を追加することについての意見の募集について</u></li> <li>・<u>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）の一部改正」に対する意見の募集について</u></li> <li>・<u>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の一部改正」に対する意見の募集について</u></li> <li>・<u>「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（案）」に対する意見の募集について</u></li> </ul>

## 事務事業評価シート

施策名	- 6 - ( 4 ) 産業廃棄物対策 ( 排出抑制、再生利用、適正処理等 )	
事務事業名	効果 及び 評価	主な関連予算事項、税制等
ア．排出事業者責任の徹底	<p>排出事業者の産業廃棄物の処理責任を徹底することにより、市場メカニズムを通じて「安かろう悪かろうの処理」ではなく「確実かつ適正な処理」が排出事業者により選択され、優良な産業廃棄物処理業者が市場の中で優位に立つ構造への転換が進むことになり、産業廃棄物の減量その他その適正な処理を確保する施策において、産業廃棄物処理を担う産業の成長及び排出量をより減らす産業活動への誘導という面での効果を有する。</p> <p>本事務事業については、平成12年に改正された廃棄物処理法が平成13年4月から全面施行され、「安かろう悪かろうの処理」から「確実かつ適正な処理」への構造転換が進行中であり、引き続き、円滑な実施を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正廃棄物処理法円滑施行推進費 ( 6 百万円 )</li> <li>・処理業者の格付け手法の調査研究 ( 2 5 百万円 )</li> </ul>
イ．生活環境保全のための処理基準の設定等	<p>処理基準の設定は、処理の水準を必要に応じて強化するなど、処理に関する技術上の基準を見直すもので、生活環境保全上必要な処理の水準の確保を図るとともに、適正な処理の具体的な基準を定めるものであるから、産業廃棄物の減量その他その適正な処理を確保する施策において産業廃棄物処理の技術水準の向上及び効率的で安全な再生利用等の処理への方向付けという面での効果を有する。</p> <p>本事務事業については、具体的には最終処分場の技術上の基準を定める省令の改正、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物処理基準等専門委員会における産</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物最終処分場閉鎖基準等検討調査 ( 4 0 百万円 )</li> <li>・最終処分場跡地等点検・対策手法検討調査 ( 5 0 百万円 )</li> </ul>

	<p>業廃棄物焼却施設の基準のあり方についての検討及び最終処分場から発生している硫化水素対策等の検討を行うなど、必要な基準の見直し及びそのために不可欠な調査検討を着実に実施しており、今後も引き続き、順次、見直しを図る必要があるものである。</p>	
<p>ウ．産業廃棄物行政の円滑な実施・違法行為への厳格な対応</p>	<p>産業廃棄物行政を円滑に実施するとともに、違法行為に対して厳格な対応を講じることは、「安かろう悪かろうの処理」から「確実かつ適正な処理」への構造転換を進めることになり、廃棄物の減量その他その適正な処理を確保する施策において中心的な効果を有する。</p> <p>本事務事業については、引き続き産業廃棄物の排出・処理状況調査を行い、その動向を詳細に把握することにより、廃棄物処理法により策定するとされている廃棄物処理に係る基本方針についても、より実態を踏まえた方針となるよう努めていく必要がある。</p> <p>また、各都道府県及び政令市に対して、平成12年の廃棄物処理法改正を踏まえ、違反行為に対しては積極的かつ厳正な行政処分を実施するよう通知したところであり、引き続き不適正処理の防止及び適正処理の確保に努めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正廃棄物処理法円滑施行推進費（6百万円）</li> <li>・廃棄物処理行政指導費（4百万円）</li> <li>・産業廃棄物排出・処理状況調査（12百万円）</li> </ul>
<p>エ．全国的に納得の得られる適正な処理体制(処理の受け皿)の回復・確保</p>	<p>産業廃棄物処理に対する住民の不信感から民間事業者による施設整備が進まず、処理の受け皿となる施設が絶対的に不足している状況の中で、公共関与による補完的な施設整備を図り、安全で安心できるモデル的な施設整備を行い、適正な処理体制を確保することは、産業廃棄物処理に対する信頼を回復し、ひいては民間事業者による処理整備を促進することに寄与することから、産業廃棄物の減量その他適正な処理を確保する施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理施設モデル的整備事業（169,544百万円の内数）</li> </ul>

	<p>策において、公共関与による処理の受け皿の補完及び処理に対する信頼の回復という面で効果を有する。</p> <p>本事務事業については、平成11～13年度の間には廃棄物処理センターの指定6件、平成12～13年度のモデル的施設整備5件に見られるように公共関与による処理施設の整備が着実に進んでいるところであり、引き続き、施設整備の促進を図る必要がある。</p>	
<p>オ．国際協力・国際調和の推進</p>	<p>産業廃棄物対策において、産業廃棄物に含まれる有害な物質による地球規模での汚染の防止、海洋汚染の防止といった国際ルールの対応、海外における先進的な制度を国内施策において参考にすること、国内における産業廃棄物対策のノウハウを海外に発信することなど、国際協力・国際調和を図ることが重要である。</p> <p>本事務事業については、I M O（国際海事機関）のロンドン条約締約国会議における海洋投入処分を原則禁止にする議定書が数年のうちに発行することから、海洋投入処分に係る基準の設定・改定の検討を行うほか、POPs条約を踏まえて、同条約で対象となっているPCBを含む廃棄物対策として処理体制の構築、平成28年7月までの処分の完了など国内法制の整備を図った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋投入処分緊急対策費（6百万円）</li> </ul>
<p>カ．ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進</p>	<p>PCB廃棄物については、我が国ではこれまで処理施設の立地ができず、ほとんど処理が行われなかったため、長年にわたり保管が継続し、環境汚染の進行が懸念される状況にあり、また、地球規模での汚染防止のためPOPs条約が採択されるなど国際的にも問題となっており、産業廃棄物対策における20世紀からの課題として解決が必要な問題である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB廃棄物処理のための使用・保管状況実態調査（30百万円）</li> <li>・PCB廃棄物対策推進費補助金（2,000百万円）</li> <li>・PCB処理施設整備事業（169,544百万円の内数）</li> </ul>

本事務事業は、長年、解決の道筋を見出せなかった問題について根本的に対応しようとするものであり、産業廃棄物の減量その他その適正な処理を確保する施策において、P C Bによる環境汚染の拡大を防止し次世代に引き継ぐ環境を保全するという面で先導的な効果を有する。

本事務事業については、平成13年度の通常国会で制定されたP C B特別措置法に基づき、全国的な処理体制の構築に向けた拠点的な施設の立地の取り組みが、着実に実現してきているところであり、さらに、関係自治体の理解と尽力、国民の理解を得て、平成28年7月までに処理を完了できるよう努力を続ける必要がある。